

## 前回(第3回)までの調査会で出された意見等

- 原料原産地表示の考え方について
- 現行の要件の見直しについて
- ヒアリング項目
  1. 使用する原料が頻繁に変わる商品の表示のあり方
  2. 中間加工品を原料とする加工食品の原産地表示はいかにあるべきか
  3. 中小メーカーにおける実行可能性をどう考えるか
  4. 現行の“50%ルール”の見直しはあるのか
  5. 表示を容器包装以外で対応する考えはあるか
  6. 原料原産地表示が拡大した場合、どのような影響が考えられるか
  7. その他(海外の状況含む)

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会  
2011. 5. 16

## ○原料原産地表示の考え方について

ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料原産地表示拡大の目的を明確にすることが是非必要。安全性には関係ないことを明確にしてほしい。(冷凍食品協会)</li> <li>・原産地が書いてあれば大丈夫かといえば、必ずしもそうではない。畑からはじまって、工場、輸送を含める管理体制ができていないかが重要。(冷凍食品協会)</li> <li>・表示ミスが起こって、回収が求められたとき、安全性の問題があったと誤解されることを一番懸念する。(冷凍食品協会)</li> <li>・産地表示を義務付けるときに、強調表示が出てくるであろうという前提の上で、行政的なサイドから管理できる、事業者に対してどういうふう牽制するのかといったことまで考えてほしい。(冷凍食品協会)</li> <li>・食の安全と原料原産国の表示は、全く関連するものではない。(飲料工業会)</li> <li>・通常の農畜水産物が適切な管理下で生産され、貯蔵・輸送されれば、その品質と安全性には原産地による差異はない。これは科学的真実だ。(藤田技術士)</li> <li>・原料原産地は表示問題にとって小さな問題。それよりも、食品詐欺の防止、重要な原料の%表示、適切な栄養表示を行うべき。(藤田技術士)</li> <li>・原材料表示の原材料概念について、JAS法はそもそも製品を構成する成分を意味していた。これまでの議論では原材料を「起原農産物」、「構成成分」の何れとするかという基本的議論が全くされていない。当協会は、原材料を起原農産物ではなく、構成成分を原則として、どうしてもそれが表し難い場合、起原農産物もやむを得ないという一般原則をつくるべきと考える。(植物油協会)</li> <li>・製造業の実態をよく認識しないと、表示論というのはいけない。(植物油協会)</li> <li>・起原農産物、構成成分、その基本的論議が全くできていない。(植物油協会)</li> <li>・原産国という概念については国際的な了解もあるので、ローカルルールで孤立した解釈を作るとは非常に重要な問題。(植物油協会)</li> <li>・原料原産地表示というものが議論されていた経緯を見ると、表示によって国産品が有利になるのではないかと認識があると見受けられるが、表示議論として邪道である。ちなみに、油の場合、国産原産地表示の場合、国産と輸入品の原材料を使用した商品の価格差が極めて大きい。表示によって競合することはあり得ない。(植物油協会)</li> <li>・JASはチョコレートやマヨネーズといった複合原材料等の表示も認めているが、これらの原産地表示はどうするのか。(菓子協会)</li> <li>・現在のJAS法の原料原産地に関する考え方と対象品目は極めて適切かつ十分であると考えている。(菓子協会)</li> <li>・表示などについて必要以上に複雑なものを求め、産業界に困難を求めるのは、消費者の方にも、たとえば商品の価格が高くなるとか、表示の文字が小さくなって大切な表示を見逃してしまうとか、あるいは原料原産地表示など、選択条件の広がりがかえって選択を難しくするなど、さまざまな意味で不利益をもたらすものではないかと思うので、原料原産地表示については不適切であると考えている。(菓子協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料原産地表示拡大の必要性は、2009年頃から各政党もマニフェストに掲げたりして、社会の趨勢になっている。現在の政権もこれを目指す状況になっていて、消費者重視の視点で消費者庁、消費者委員会が出来たわけなので、消費者の選択権を確保するために原料原産地表示を拡大していくという基本的なことは、出発点として押さえない。</li> <li>・JAS法による表示は、商品選択なので、生鮮食品の原料原産地表示は、品質とか安全などは、余り関係はしなくて表示されている。ところが、加工食品の原料原産地表示になってくると、要件Iにあるとおり、いつの間にか品質の問題に替わっている。</li> <li>・一昨年の8月に出された共同会議の問題意識を踏まえて議論する必要がある。</li> <li>・この表示の問題も消費者が何のために求める原材料原産地表示なのかを明確にするべき。加工食品原料原産地表示の義務対象品目の選定の基本的な要件として、要件I、IIがあるが、原料の品質あるいはその原料を使っての製品の品質を示唆あるいは明示するための表示であり、その品質は嗜好性を中心にしたものだと思うが、他に示唆するものが必要なのか、たとえば安心といったことが問題になってくる。その辺をどう担保できるのか。</li> <li>・品質について外国産と国産の区別は難しくなっている。そういう中で、原料にどこどこ産のものを使っているのか知りたいというのが、消費者の一番の要望だと思う。それが安心なのか、別の理由なのか、さまざまな理由で国内産を志向されている方に表示の中できちんと応えることが大事。</li> <li>・表示は、消費者が選択する重要な要素だが、余りにも事業者のコスト負担が膨大になりすぎるのは、逆に消費者利益に反するし、余りにも細々と書かれるとかえって選択しにくくなる点も考える必要がある。</li> <li>・原料原産地表示の目的は、その食品の特徴、品質との関連性を持った原料原産地表示だということに同感。</li> <li>・ヒアリングにおいて、原産地表示は必ずしも安全の確保にはつながらないということが強調された。</li> <li>・原料原産地について、実際に消費者がどれだけ注目しているかということも当然必要だと思う。例えば、賞味期限とか消費期限については当然見ているが原料原産地については余り見ていないという調査結果もある。</li> <li>・比較的多くの消費者が実際の購買活動において原料原産地表示の確認を余りしていないという中で、どこまで原料原産地表示を必要とするのかということは、よく検討しなければいけない。</li> </ul>

(第1回の意見は黒字、2回の意見は青字、第3回の意見は赤字)

※必ずしも調査会の発言をそのまま転載したものではない。発言の趣旨が明確になるよう、適宜修正した部分がある。

・原料原産地表示を拡大する調査会だと思うが、目的なき拡大は無意味だと思う。消費者の知る権利、選択の権利を保障するための表示という意味で、まず原則としてすべて表示するという表示の原則を立てる。どこまで表示できるか、表示のできるところから拡大していくのではなく、原則表示義務があるが、その中で表示ができないとか困難だとか、あるいは要らないというものを落としていくことが大切ではないか。(神山弁護士)

・消費者庁の方も消費者基本計画の中に表示法の一本化ということが入っているし、いずれ法案を提出しなければならないということもスケジュールの中に入っているわけで、JAS法の品質だけにこだわるのではなく、表示法が一本化されるのだという意味で、この表示の目的を絞らないでやってほしい。(神山弁護士)

・表示というのは消費者が情報入手できる第一番目の手段。次はホームページだと思うが、第一番目の手段なのだから、その第一番目の手段でできるだけ情報を消費者に与えようという姿勢にまずなしてほしい。(神山弁護士)

・原料原産地表示の在り方を考えるとき、原料原産地を表示することで間違っても〇〇産のものは取りたくない、例えば、「〇〇産はいやだ、だから原料原産地が必要なんだ」という考え方にならないようにしていきたいと思う。『〇〇産が欲しい。だから原産地が知りたいんだ』と、少なくとも知る権利というのは、それを知ったら購買活動につながるとか、手に取って購入するというような原料原産地表示、そちらの方向でこの原料原産地表示について、考えていきたい。

・国産に見えるカモフラージュに隠れて優良誤認されているという、そういった選択がなされている点については、修正してほしい。

## ○現行の要件の見直しについて

ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>・50%を超えるある特定の原料の品質が、加工して最終製品をつくったときに品質に影響があるかという条件のもとに原産地表示が義務付けられている。今、拡大しようとしていることは、その意味で、JAS法を拡大するという解釈なのか、趣旨、目的を明確にしてほしい。(冷凍食品協会)</p> <p>・原料原産地表示は、一部の国以外は議論されていない。コーデックスでもそういう議論はされていない。そういう意味でWTO(世界貿易機関)体制の中で非関税障壁とみなされかねない。(冷凍食品協会)</p> <p>・「遺伝子組み換えではない」と表示した油が輸入された場合、その真偽を確認する技術手法がない段階では不当表示が見逃されることとなる。行政庁が制度化する場合には、そのような立証義務を負うこととなる。遺伝子組換え表示議論を丁寧に見れば、商品进行分析して由来が遺伝子組換えであることが確認できる技術が確立する段階になれば、表示義務を課すことが明言されている。(植物油協会)</p> <p>・対象品目の選定の方法として、どういうことからやっていくか、具体的に個別に広げていくということではなくて、消費者の知る権利や選択の権利を保障するためにやるのだという原則をまず立てて、その原則に従って対象品目を決めていくという方法をとってほしい。特にいろんな方の意見を聞くと、対象品目としてほしいと言っているのは、遺伝子組換え食品の表示が免除されている油とか醤油のようなものについては、優先的に原料原産地の表示をしてほしいと言っている。(神山弁護士)</p>	<p>・消費者の選択権を確保といった場合に、食品に対する消費者の思いや選択するときの判断基準、消費者が望むかといった要素も十分に考慮すべき。</p> <p>・消費者の選択権を確保していくための1つの要件として、適正表示が確保できるのかは最大の要件になるのでは。</p> <p>・客観的事実として、要件を見直さなければならない条件が出てきているのかということを確認するべきで、感覚で要件の見直しをするべきではない。</p> <p>・適正な表示を守らせる、実行可能性ということも重要。</p> <p>・要件Ⅰ、Ⅱが今の時代に合っているか検討する事項としては必要だと思うが、原料原産地表示として義務化しなければならないのか。強調表示のような現行ルールで対応できないものなのかも含めて検討する必要がある。</p> <p>・任意表示における義務的な遵守事項みたいなところを整理していくのも、将来的には義務表示につながっていくということもあろうかと思うので、今後の方向性としては非常に重要。</p> <p>・農水省の検討会で、任意表示の部分について、どうしたことが適切な任意表示になるのかと、そうしたガイドライン的なものを考えている。その情報も得ながらやっていく方がいいし、事業者によっては自主的にガイドラインを決めているところがあるので、そういう情報を踏まえながら考えていく必要がある。</p> <p>・これまでの20品目を洗い直してみても、どんな問題があるのか、当初考えていたとおりにいっているか検証が必要。</p> <p>・この基準ではいけない理由、変えなければいけない理由が、具体的、客観的事実として出てきているのか検証した上で変えるのか変えないのか要件を追加するのかを議論すべき。今のような品目横断的な基準が必要だと思うし、大事にしていくべき。</p> <p>・例えば、体細胞クローンの家畜が開発されたとか、遺伝子組換え食品の広がりも見られるので、これまでの要件に加えて、消費者として懸念しているような問題も共通の基準として必要なのでは。</p> <p>・やはり安全性の証明と併せて、どういう素性の食品であるか、消費者の選択権をしっかりと確保していくために、基本的には原産国の状況がわかるようなルールづくりが必要。</p> <p>・分析できないということについて、ルールどおりにやっていないことは内部告発で事実が発覚していくという点を認識してほしい。</p>

## ○ヒアリング項目について

### 1. 使用する原料が頻繁に変わる商品の表示のあり方

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>原料の輸入元が頻繁に変わる商品では、どう対応したらよいか。いわゆる大くり表示の可能性はあるか</p>	<p>・リスク回避の観点から国内、海外含めていろいろなところから原料を調達している。原材料の種類も多く、調達先も比較的頻繁に変わることから、きちんと管理しないと表示のミスがあつて生活者、消費者の方に迷惑をかけることになる。(冷凍食品協会)</p> <p>・「輸入品」などの大くり表示だけでは、消費者の方が求めている原料原産地表示という意味合いを満足してもらえるのか検討が必要。(冷凍食品協会)</p> <p>・複数の原産国を混合、切り替えて使用する場合の義務表示を大くり表示にしても、国産と輸入の表記順を使用量で変えなければならないケースがあり、対応が難しい。(飲料工業会)</p> <p>・「外国産」などの大くり表示では、消費者のニーズに合致していないのでは。外国産と書けば、どこの国かという問い合わせが更に来て、全調達先を記載すべきという動きになる。(飲料工業会)</p> <p>・製油工場は約320日間連続操業する。次から次へ切れ目なくいろいろな国から原材料農産物が入ってくる。大豆は大豆、菜種は菜種で原産国による差がないことから、これらを連続的に工程に導入し、搾油された油が次々に前にあるものを押し出しながらパイプの中を流れるわけなので、どこまでがどれという区切りを的確に断定することは非常に難しい。表示議論において、そのような産業的特徴を考えることも非常に重要だ。(植物油協会)</p> <p>・1番目、2番目の起原農産物の原産国を、例えば大豆であれば、1年間の輸入でアメリカのものが最も多く、次いでブラジルだという結果論を想定して書けなくはないかもしれないが、それは適切な表示ではない。もし原産国を、その油糧種子の生産国とするのであれば、例えば輸入した油については何もわからない(輸出国はそれを明示する義務を負わない)。しかし、ごま油のようなものは何れが1番か2番か判定することすら困難である。しかし、それ以前に原料原産国とは何ぞやという原則的な議論をもう一度しなければいけない。(植物油協会)</p>	<p>・原料原産地を重量順に、1番、2番と書いて、3番以降はその他でいいとしたら対応できるのではないか。原料の調達先が変わるということも、精米などはずっと回転して精米機の中に入っていくが、5%までは混ざっても認められる。業界の特殊性は同じと思う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・農産物もしくは中間加工品産地表示をすると記載量が一気に増えて、大きく表示でも極めてわかりづらい表示となる。アレルギーを含む原材料など重要な表示を見落とすおそれが発生する。(菓子協会)</li><li>・「または」表示には、国産が含まれる場合は優良誤認となるので、国産を含む「または」表示は認められていない。そのため「または」表示は実行上不可能である。(菓子協会)</li><li>・原料について、1位、2位の原産国を書いて3番目はその他でいいではないかという話、キャラメル为例ですら15種類の中間加工品を使っているのに、それについて3とおりの原産国を書くとしたら、どこか1つでも変わったらこれを変えなければいけないということで、とてもできることではない。(菓子協会)</li></ul>	
--	--	--

## 2. 中間加工品を原料とする加工食品の原産地表示はいかにあるべきか

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>中間加工品を原料として、製品化する商品について、元の原料の原産地表示を義務付けるかどうか。中間加工品の製造地を、原料原産地とすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこまでの精度を求められるのか。(冷凍食品協会)</li> <li>・現状のWTO体制の中で、輸入品、中間加工品の原材料表示は物理的に難しい。国際的にも相当議論的になりかねない。(冷凍食品協会)</li> <li>・中間加工品、混ざった果汁として入ってくるものについて、トレーサビリティを確保できないものがある。(飲料工業会)</li> <li>・中間加工品の製造国を原料の原産地表示とすることについて、消費者の方にとって知りたい情報と合致しているのか。(飲料工業会)</li> <li>・菓子の品質には中間加工品の品質が重要であり、農産物、中間加工品の産地は菓子の品質には影響しない。(菓子協会)</li> <li>・原料農産物や中間加工品は世界各国で生産され、需給等により産地は変更される。中間加工品は極めて長い工程を経て高度に加工される。中間加工品メーカーにより品質は保証されている。(菓子協会)</li> <li>・菓子の原材料原産地といったときに中間加工品の産地の表示なのか、農産物、要するに小麦粉の原料の小麦、砂糖の原料のサトウキビ、水あめの原料のトウモロコシといった産地の表示なのか、物の考え方を整理して議論してほしい。(菓子協会)</li> <li>・菓子の原料はほとんど中間加工品で、例えば砂糖にしても、その砂糖の元のサトウキビの原産はどこかというのはほとんど関係ない。水あめは水あめであり、その原料のトウモロコシがどこの国かとか、そういうことは品質にはほとんど関係ないので、そのデータ自体の入手の難しさがある。(菓子協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入された中間加工品を使う場合、その原材料が適切に管理されているかどうかの担保は取れないのでは。</li> <li>→担保できる仕組みの中で、いろいろな原材料の調達先を変えているということ。(冷凍食品協会)</li> </ul>

### 3. 中小メーカーにおける実行可能性をどう考えるか

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>多くが中小企業で生産されている商品について、実行可能性はあるのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に中小零細企業が多く、小規模の従業員で多品種の冷凍食品をつくっている状況なので、原材料の管理から表示をするための仕組みづくりを考えると大変厳しい実態がある。大手だけでなく、食品業界全体として効果があるのかを考える必要がある。(冷凍食品協会)</li> <li>・中小零細企業にとって、絶えず原産地表示をした原材料の表示情報が正しいかどうかをどうやって管理できるか、管理のための仕組みをつくっていく担保ができず難しい。仕組みを作ることに膨大なコストがかかる。万一失敗したとき何が起こるかという要素を考える。そこが中小零細にとって非常に厳しい。(冷凍食品協会)</li> <li>・業界で7割が中小企業で、今の厳しいビジネス環境をしのぐために人を減らして対応しているのが現状で、これ以上の負荷はかけられない。(飲料工業会)</li> <li>・中小メーカーの実現可能性については、すでに人減らしをしている中、原産地表示の義務を進めることは、人的負荷がかかり難しい。包材ロスやラベル変更も中小メーカーにとって耐えがたいところになる。(飲料工業会)</li> <li>・故意ではなく、本当にミスで犯してしまった誤表示でも、社告を出し、回収することが求められる。中小事業者において新聞に社告を出すということ、回収、流通以外の消費者まで行ったものを小売価格で回収する、買い上げるということになると費用的にも莫大な影響が出てくる。故意ではなく、単なるミスでも、風評被害も出て、中小事業者にとって事業継続は極めて困難になることが予想される。(飲料工業会)</li> <li>・中小企業でも原材料の調達先は変わりうる。商社が間に入ったりが、輸入については、一定のスペックの中で探してきてほしいという選択肢は幾つか持っていると思う。(飲料工業会)</li> <li>・小零細事業者においては、倉庫施設などが不十分で、仕入れは少量単位で、しかも多品種の原材料を仕入れることになる。原材料の原産地等が変化することも頻繁に発生することになり、原料原産地表示には極めて煩雑な事務を要するため、家族労働力を中心に営業されている現状では、実行は不可能。(菓子協会)</li> <li>・小零細事業者では、コンピュータ等で仕入れたものを全部管理するということは、事実上できていない。(菓子協会)</li> <li>・コンピュータで管理している時代で原料の調達先というのも当然データに入っているはずだから、それが表示できないということはないはず。コストがかかるということもないはずだということを言っている事業者の方もいる。(神山弁護士)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業は、事前にスペックを決めて、スペック通り原材料を確保する。中小零細企業ほど、原材料をぼかさないことをしており、基本的に原材料をころころ変えることができないのでは。</li> </ul>

#### 4. 現行の“50%ルール”の見直しはあるのか

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>いずれの原料も50%に満たないので、表示がされていない商品について、見直す必要はあるか</p>	<p>・50%の枠を40%に下げたところで、同じことが起きてくる。49%が39%になり、さらに見直しということになれば、全調達先の表示を行う以外に手はない。全調達先を表示するのは困難。(飲料工業会)</p>	<p>・共同会議の要件 I、II を基準として、品目選定を行っているが、過去の選定品目にも課題が出てきている。例えば、コンニャクの場合は、芋が51%で、49%を外国産の粉を使った場合でも、国内産の芋の表示で、外国産の粉の表示はしなくていいといった問題が出ている。50%という基準を逆手に取る動きが出ている。どこに問題点があったか掘り下げて、課題を認識した上で、議論を進めていくべき。</p>

## 5. 表示を容器包装以外で対応する考えはあるか

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>お客様相談室の活用、ホームページの活用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージで表示しきれない部分をホームページ上に掲載している企業もある。二次元バーコードを使って、携帯電話を含めてアクセスする仕組みも使われている。これから表示の拡大がされていくと、ますますパッケージ上だけの表示が難しく、仕組みをつくっていくための設備投資も必要になる。(冷凍食品協会)</li> <li>・原材料をパッケージに表示しようが、ホームページで公開しようが、原料について必要な情報はすべて把握しているというのが前提になる。(冷凍食品協会)</li> <li>・ホームページ等での情報開示、公開に関して、今以上に推進していく予定。(飲料工業会)</li> <li>・原料原産地に関する問い合わせは、各社0.1%、0.2%、多いところで1.8%、2.5%。(飲料工業会)</li> <li>・原料原産地表示に関するトラブルがあって、問い合わせがあっても、大体3日間でピークは過ぎていく状況。(飲料工業会)</li> <li>・問い合わせ内容は、「国産茶葉」と書いてあっても、静岡なのか、静岡のどこなのか、そういう問い合わせが多く占めている。(飲料工業会)</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ、お客様相談室等で問い合わせ対応で答えられる体制を構築するために、業界として原料原産地情報の開示に関する自主ガイドラインをつくっている。中小事業者については、ホームページ、お客様相談室がないところがあり、事務担当者が答えられるマニュアルを大手企業のノウハウを活用してつくり上げ、徹底して指導していく考え。(飲料工業会)</li> <li>・原料原産地に関するお問い合わせは、菓子メーカー4社の2年間(2009年度、2010年度(2月まで))の問い合わせのうち、原料原産地に関するものは0.02~0.23%。どの会社へのお問い合わせでも、原産国に関する質問は極めて少ない。主たるお問い合わせはどの店で売っているのかという取扱店に関するもの、あるいはキャンペーンに関するもの、工場見学に関するものなど。(菓子協会)</li><li>・JAS法の表示は、商品選択に資するためのものであり、商品を手にとった際に確認することができないホームページによる表示は単なる宣伝行為にすぎず、義務表示としての意味をなさず、不相当である。(菓子協会)</li><li>・5万件に及ぶ中小零細事業者において、自店のホームページを有している事業者は、全国和菓子協会の会員調査では約9.2%、全国菓子工業組合連合会の調査では約6.6%しかないので、全体を推定しても約8%程度と見られ、その点から考えても、ホームページによる表示は不可能である。(菓子協会)</li> <li>・だんごに関して言えば、無包装で売っているものが多く、基本的に表示義務はないが、米トレーサビリティー法では原材料の原産地を表示することになっているので、店頭で書いたもので表示をするという形にしているのが、圧倒的に多い。(菓子協会)</li><li>・和菓子業界、洋菓子業界においても、お客様が店頭で原材料等について聞くことはある。お宅のあんはどこの豆ですか、北海道産ですか、という程度。(菓子協会)</li></ul>	
--	---	--

## 6. 原料原産地表示が拡大した場合、どのような影響が考えられるか

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
<p>① 経費の増大 販売価格への転嫁が可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デフレ状態で、コスト増分の価格転嫁も困難。(飲料工業会)</li> <li>・ホームページで表示の変更を紹介するとしても数週間は必要となり、膨大な作業と費用が発生する。表示ミスリスクも高まる。(菓子協会)</li> </ul>	
<p>② 容器包装の問題 表示可能な面積があるか 頻繁な変更に対応できるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多岐にわたる原材料が、生産技術上、製品の安定性、コストの平準化などから必要だということで対応しており、パッケージだけでは膨大な数の原材料の原産地を書くのは難しい。(冷凍食品協会)</li> <li>・調達先の変動にともなう包材のロス、ラベル変更、などのコストアップ、変更前のラベルの廃棄による環境負荷の増大もある。(飲料工業会)</li> <li>・環境側面も含めて、いろいろラベルの上に記載せよという案件が動いており、本当に安全を確保するために必要で、消費者の方が知りたい情報が今後更に出てくるのであれば、安易にラベルへの記載情報量を増やしていくことには問題があると思う。(飲料工業会)</li> <li>・ユニバーサルデザイン上これでいいのか、もっと大きくしなさいという声は多々出ている。(飲料工業会)</li> <li>・環境省の方からは、ラベルはできるだけ小さく、資源を少なくしなさいという指摘も受けており、ラベルに記載する情報は本当に必要なものに絞り込む必要がある。(飲料工業会)</li> <li>・ラベルというのは数か月前から準備をするので、数か月後の原材料事情のことをすべて見込んだ上で幾通りものラベルを用意するのは不可能といわざるを得ない。(植物油協会)</li> <li>・ラベルをつくるというのは、大変なことで、数か月前から発注しなければいけない。その段階では、最終の製品の大豆と菜種をどれぐらいの比率で混合することまではわかるが、この国のものをどの割合で入れるということまでを完全に予定調和させることはできない。(植物油協会)</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油糧作物及び粗油の輸入先国は多岐にわたっており、原料原産国表示は膨大な順列の数になる。事実上不可能なことだ。(植物油協会)</li> <li>・農産物にしても、中間加工品の産地表示にしても、原材料はいろいろな産地を使うため、表示作成は複雑で実質不可能。(菓子協会)</li> <li>・切替時点で残った旧原材料や旧表示包装材料は廃棄することになり、環境保護上好ましくない。(菓子協会)</li> <li>・産地変更の情報が正しく、時間の余裕を持って原材料メーカーから伝達されることが大前提。変更には数か月は必要。(菓子協会)</li> <li>・たくさんの原材料を使用している菓子では、原材料の産地変更を表示で対応することは膨大な作業と費用と廃棄物が発生する。(菓子協会)</li> <li>・仮に重量の一番重い順に2つであろうと、その原産地を変える場合には、数か月前から正確な情報入手しなければいけないという煩雑さは変わらない。(菓子協会)</li> <li>・包材を捨てなければならないから環境問題にもなるということがあるとなれば、そういうことをきちんと公表して、だからこうなんだという具体的な話をこの調査会でもやってほしい。(神山弁護士)</li> </ul>	
<p>③ 原料供給元からの情報伝達が充分になされるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油は食品の中でも最も国際流通性の高い商品であり、生産量のうち、貿易量の占める割合が非常に高い製品であるので、国際ルールと相入れないローカルルールをつくる場合、大変困難な問題が出る。</li> <li>・例えば中国でも、アルゼンチンでも、その国から大豆油を輸入したときに、これはどこの大豆でできているかということに対し、彼らは多分答えない。これは契約で求めることができる問題ではない。彼らが同意しなければ契約というのはいできないし、国際ルールの範囲でしか契約ができないのが実態である。政府は、それを諸外国に求める合理的根拠を有しているのか。(植物油協会)</li> <li>・原産国というのが非常に抽象的に語られているが、国際的なルールだと、ある物質の性質や形態が劇的に変わったところが原産国である。油の場合は大豆や菜種という固体が液体に劇的に変わる場所が原産国。原産国とは何ぞやという概念を国内ルールだけでつくるのか、国際ルールに準拠するのか、そういうところが非常に重要だと感じる。(植物油協会)</li> <li>・知らせた内容に間違いが生じれば、義務化された限りは刑事罰を伴うこととなるが、きちんと内容の担保ができるかどうか自信がない。(植物油協会)</li> <li>・諸外国において、原料原産地表示制度はほとんどないと聞いているが、輸入品にも同様の対応が可能なのか。(菓子協会)</li> </ul>	

	<p>・外国から輸入される加工食品には、原料原産地表示を求めることは不可能。輸入される外国産の加工食品が義務表示から除外されると、国内産の製造業者だけに表示を求めることは著しく公平性を欠いたものになり、かつ諸外国もそうした国内の表示事情を非関税輸入障壁としてとらえると考えられ、原料原産地表示の義務化というのは不適切であると思う。(菓子協会)</p>	
--	---	--

## 7. その他(海外の状況含む)

ヒアリング事項項目	ヒアリング内容	原料原産地表示の拡大の進め方についての調査会で出された意見等
	<p>・意図的でない食品表示に関するミスは、食品安全には直接関係ないにもかかわらず、生活者、消費者の要望の観点から、商品回収まで行動をせざるを得ない。(冷凍食品協会)</p> <p>・お客様はブランド名で商品選択を始める。商品名と並行して、どのメーカーがつくっているのかを非常に注視している。(飲料工業会)</p> <p>・単純に同じ調達先からのものを、風味を一定化させるために加工するだけでなく、収穫量の変動、気候変動、それから季節で調達先が変わるといった理由、コスト、相場変動にたえることに加え、お客様からの需給の急変化などに対応する必要があり、調達先は変動する。原料原産地表示が義務化されると、その都度、ラベル変更、包材ロスが生じ、環境負荷となる。(飲料工業会)</p> <p>・安全・安心から来るものでなく、産地・品質等が特徴づけられた商品だとお客様に説明しやすい商品として、強調表示している。(飲料工業会)</p> <p>・原産地が特定できない旨の表示は、消費者の皆様にはいろいろな不安を与えるおそれがあるので、行うべきではない。(飲料工業会)</p> <p>・特に輸入量の多い中国産への警戒感が強い。しかし、厚労省の輸入食品監視統計による違反率は中国産品が最も低いことにもっと注目すべき。(藤田技術士事務所)</p> <p>・食品原料の原産地への消費者の関心は、日本と韓国が突出している。(藤田技術士事務所)</p> <p>・EUの場合、加盟国が原産国、原産地の表示を義務化できるのは、それらが食品の品質と安全性に差異があることの証明が必要。(藤田技術士事務所)</p>	<p>・消費者の選択権を重視し、コストの問題などを何とかカバーする仕組みを事業者を考えてもらいたい。</p> <p>・野菜で言えばカット野菜にドレッシングをかけただけで生鮮食品ではなくて加工食品になって、表示の義務は必要ないとか、ではドレッシングをかけたものと生のカットのミックスはどう違うのかわからないといった矛盾だらけ。</p> <p>・法によって権利を保護するというのは何となくわからんでもないが、権利を保証するというのはどうなんだろうという気がする。</p>

	<p>・韓国では、食品農水省の管轄する食品531品目の原産地表示を必要と定めている。加工品について、主要な2品目までは原産地表示をすることになっているが、輸入が3カ国以上からなる場合には、単に「輸入品」と書けばいい。(藤田技術士事務所)</p> <p>・強調表示について、韓国では、天然、ナチュラル、ピュア、伝統的、ベスト、新鮮、トップなどの記載は許されない。(藤田技術士事務所)</p> <p>・日本では、産地偽装をはじめ食品詐欺がかなり多いにもかかわらず、摘発や処罰が僅かだが、早急に着手すべき問題は、原料原産地でなく、詐欺の防止策、親切な栄養表示とか、主要原料の%表示などが必要である。(藤田技術士事務所)</p> <p>・韓国を除き、日本のように徹底した原産地表示がある国は、世界にはない。おそらく15年から20年後の日本には、どこの国からであれ、食料が輸入できれば幸いという時代がくると思っている。(藤田技術士事務所)</p> <p>・原料作物による油の性質に差はあるが、同じ作物であればどこで作られた原料であろうと製品に原産地による品質上の差は全く生じない。原産国表示はあたかもこれらに差異があるとの誤認を惹起する。(植物油協会)</p> <p>・アメリカ産大豆を原料にした大豆油、ブラジル産大豆を原料とした大豆油、油ができた段階で味・風味の差はない。品質上も差はない。例えばカナダ産の菜種とオーストラリア産の菜種を原料として使っても、最終製品においては差がない。(植物油協会)</p> <p>・アメリカ産大豆を原料にした大豆油、ブラジル産大豆を原料とした大豆油の間に、味・風味の差はない。品質上も差異はない。例えば、カナダ産の菜種とオーストラリア産の菜種を原料として使っても、最終製品において差異がない。(植物油協会)</p> <p>・カナダの菜種とオーストラリアの菜種で、何を選択したいのか、アメリカの大豆とブラジルの大豆において、こちらを取りたいという選択肢があるのかどうか、そういう議論をきちんと踏まえてほしい。(植物油協会)</p>	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産菜種油というものに我々の油を混ぜても、だれも区分がつかない。義務化すると、行政庁は監視を行い、違反を摘発する義務が生じるが、分析しても差異がわからないということは、何も摘発ができないこととなる。行政庁が過誤の立証ができないのであれば制度化はできないし、確認もしないで工場に査察に入るとは、行政庁としてはできない。(植物油協会)</li> <li>・菓子工場でも菓子の特性に応じて砂糖を使い分けるが、サトウキビかビートか、オーストラリアのサトウキビか、タイのサトウキビかという使い分けはしない。(菓子協会)</li> <li>・強調表示によって商品をつくっているケースは、当然その原材料を購入するためにあらゆる努力をしてつくるわけで、表示は可能。(菓子協会)</li> <li>・韓国では、事業者の方がショートメールシステムでKFDA(韓国の食品医薬品安全庁)に登録しておき、何か事故があったらショートメールで全部通知するというシステムがあって、7割ぐらい加入しているようである。それから、それが学校の現場に関わるようなことだと、学校早期警戒システムというのがあって、それを学校に流す仕組みがあるとか、あるいはいろいろな団体とKFDAが合意の覚書のようなものをつくってやっているとか、あるいは消費者監視委員という人たちを養成して任命しているとか、そういったさまざまなことを組み合わせてやっているから、いろいろな違反が見つかってくるということもあるのではないかという気がした。表示の問題というよりももっと安全性に関わることもあるわけだが、通報制度だとか、課徴金だとか、報奨金だとか、いろいろなものが重なって摘発件数が多くなっているということではないかと思っている。法律が機能してないから膨大な摘発件数になっているとは一概に言えない(神山弁護士)</li> <li>・順位を間違えると回収になって廃棄するという話があるが、私たちの提案した食品表示法案の中で、回収は場合によって命ずることができるとしており、順位を間違えたぐらいで回収して廃棄するなんていうことはおかしいことだと思っている。(神山弁護士)</li> <li>・食品表示法案として提案している内容について、消費者の権利として、申出制度により担当大臣が調査するとか、団体訴訟制度として違法な表示、広告を差し止めるとか、偽装表示の賠償賠償ができるようにするとかを入れている。(神山弁護士)</li> <li>・放射能汚染野菜に関して、原料原産地の表示を県単位ではなく市町村単位のような細かいものにするべきではないか。(神山弁護士)</li> <li>・一種類の刺身は、生鮮食品だけれども、盛り合わせになると加工食品だから生鮮食品としての原産地表示が要らないとか、見戯に類するようなことを今までやってきたのではないかという気がする。(神山弁護士)</li> <li>・弁当、惣菜のようにひっくり返して見られないものは是非表に書いてもらいたい。(神山弁護士)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国の原材料原産地表示の摘発件数が年間5,000件とか、膨大な数になっている。ルール自体に無理があるのではないか。</li> </ul>
--	--	--